株券等の公開買付けに関するＱ＆Ａ

１．このＱ＆Ａにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。

２．このＱ＆Ａにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。

３．このＱ＆Ａにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

変更後	変更前
（問１）法第 24 条第１項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の２第１項関係）。 （答） 法第 24 条第１項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。 （注）法第２条第 33 項に規定する特定上場有価証券又は令	（問１）法第 24 条第１項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の２第１項関係）。 （答） 法第 24 条第１項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。 （注）法第２条第 33 項に規定する特定上場有価証券又は令

第２条の12の３第３項第２号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。 ただし、一旦法第24条第１項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の２第１項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。	第２条の12の４第３項第２号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。 ただし、一旦法第24条第１項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の２第１項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。
［問６～49　略］	［問６～49　同左］